下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の 規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 静岡県農林技術研究所茶業研究センター施設改修に伴う移転業務委託
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 業務場所 静岡県菊川市倉沢1706-11 (敷地外への移転及び敷地外からの移転は伴わない。)

ア 搬出場所 仮設研究棟、旧学生寮、製茶技術研究棟ほか

イ 搬入場所 新製品研究棟ほか

- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 契約締結日 落札日から起算して7日以内
- (6) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 静岡県が発注する物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格において「理化学機械器具」 又は「運送」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年集用第103号)に基づく入札 参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2 条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団 又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ の他の契約を締結している者
- 3 仕様書・入札説明書の交付場所及び交付期間等
  - (1) 交付場所

〒439-0002 静岡県菊川市倉沢1706-11

静岡県農林技術研究所茶業研究センター 総務課茶業分室

電話番号 0548-27-2880

(2) 交付期間

公告の日から令和8年11月12日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 交付方法

上記回にて無償交付する。

4 入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和7年11月12日 (水)午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に入札説明書の交付場所に提出すること。

- 5 入札手続等
  - (1) 入札執行日時

令和7年12月5日(金)午前10時00分

② 入札執行場所

〒439-0002 静岡県菊川市倉沢1706-11

静岡県農林技術研究所茶業研究センター カンファレンスホール

(3) 入札方法

入札書は持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った 入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

- 6 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 詳細は入札説明書による。

- (3) 県との契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。
- (4) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。